

令和 7 年国勢調査の概要

1 調査の目的

統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として、人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的とする。

なお、大正9年(1920 年)の開始以降原則5年ごとに実施されており、令和7年調査はその22回目に当たる。

2 調査の期日

令和7年10月1日(水)午前零時現在とする。

3 調査の対象

調査期日に県内に常住する者とする。(外国人を含む。)

全世帯 : 約 32 万世帯 全世帯員 : 約 78 万人

4 調査項目 (17 項目)

(1)世帯に関する事項

- | | |
|---------|----------|
| ① 世帯の種類 | ③ 住居の種類 |
| ② 世帯員の数 | ④ 住宅の建て方 |

(2)世帯員に関する事項

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 氏名 | ⑧ 5 年前の住居の所在地 |
| ② 男女の別 | ⑨ 就業状態 |
| ③ 世帯主との続柄 | ⑩ 従業地又は通学地 |
| ④ 出生の年月 | ⑪ 勤めか自営かの別 |
| ⑤ 配偶の関係 | ⑫ 所属の事業所の名称及び事業の内容 |
| ⑥ 国籍 | ⑬ 仕事の内容 |
| ⑦ 現在の住居における居住期間 | |

5 調査の系統

総務省(統計局)－県－市町(20市町)－指導員(約600人)－調査員(約4,400人)

6 調査方法

調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯から調査員又は市町に調査票を提出することにより行う。

なお、調査票の回収は次のいずれかを世帯が選択する方法とする。

- (1) オンライン回答
- (2) 調査員による回収(任意封入提出方式)
- (3) 郵送提出による回収

※ 調査書類の配布期間 : 9月中旬 ~
オンライン回答期間 : 9月20日(土)～10月 8日(水)
調査票の回収期間 : 10月 1日(水)～10月 8日(水)

7 報告の方法

報告は、世帯主(世帯の代表者を含む。)又は世帯員が調査票に記入し、調査票を提出することにより行う。

8 結果の利用

- (1) 法定人口としての利用

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

- (2) 行政施策の基礎資料としての利用

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

- (3) 各種標本調査の抽出フレームとしての利用

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

- (4) 教育、民間などの広範な分野で利用

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等